

国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則

平成16年4月1日制定

平成16年細則第16号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第28条から第30条までに規定される期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に関し必要な事項を定める。

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 給与規程第28条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第15条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（就業規則第15条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 就業禁止者（就業規則第73条の規定により就業禁止にされている職員をいう。）
- (4) 非常勤職員（給与規程第31条の規定の適用を受ける職員をいう。）
- (5) 専従休職者（就業規則第15条第1項第8号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (6) 無給派遣職員（国際機関等へ派遣される職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (7) 育児休業職員（国立大学法人大分大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年規程第22号。以下「育児休業規程」という。）により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員に限る。）
- (8) 介護休業職員（国立大学法人大分大学職員の介護休業等に関する規程（平成16年規程第23号。以下「介護休業規程」という。）により介護休業をしている職員のうち、基準日前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員に限る。）
- (9) 交流派遣職員
- (10) 大学院修学休業職員（国立大学法人大分大学教育職員規程（平成16年規程第16号）第19条の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

第3条 給与規程第28条第1項に規定する「別に定める職員」とは、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- (1) 指定職本給表の職員
- (2) その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (3) その退職又は解雇の後基準日までの間において、次に掲げる者となった者
 - ア 国立大学法人の職員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）の在職期間を当該国立大学法人の職員としての在職期間に通算することを認めているもの
 - イ 国家公務員（特別職に属する者を含む。）
 - ウ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員
 - エ 検察官
 - オ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、本法人の在職期間を当該特定独立行政法人の職員としての在職期間に通算することを認めているもの
- (4) その退職に引き続き次に掲げる者となった者

- ア 国立大学法人の職員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、本法人の在職期間を当該国立大学法人の職員としての在職期間に通算することを認めているもの
- イ 国家公務員（特別職に属する者を含む。）
- ウ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員
- エ 特定独立行政法人の職員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、本法人の在職期間を当該特定独立行政法人の職員としての在職期間に通算することを認めているもの
- オ 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の定めにより同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、本法人の在職期間を当該公庫等職員の職員としての在職期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に当該公庫等を退職し、その退職に引き続き本法人の職員となった場合に当該職員に対して期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与を支給しないこととしている職員（人事交流によるものであり、かつ、学長が認めた場合）
- カ 地方公務員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、本法人の在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めているもの

2 給与規程第28条第1項に規定する「それぞれ在職する職員」には、基準日に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は職員に含まれる。

（期末手当に係る在職期間）

第4条 給与規程第28条第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第2条第3号から第5号までに掲げる職員（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業規程により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員、介護休業規程により介護休業をしている職員（当該介護休業期間（当該期間が二以上ある場合は、その期間を合算した期間）が1か月以内である職員を除く。）及び第2条第9号に規定する職員として在職した期間については、その2分の1の期間
 - ア 子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に取得した育児休業であって、当該育児休業の承認を受けた期間（当該期間が二以上ある場合は、その期間を合算した期間）が1か月以内である育児休業
 - イ 子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日より後の期間に取得した育児休業であって、当該育児休業の承認を受けた期間（当該期間が二以上ある場合は、その期間を合算した期間）が1か月以内である育児休業
- (3) 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間
 - ア 業務上の傷病（通勤災害によるものを含む。）による休職の期間及び結核性疾患による休職の期間
 - イ その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる休職期間のうち特に学長が認める期間

第5条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(1) 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間

- ア 国立大学法人の職員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、当該国立大学法人の職員が本法人の職員となった場合に当該職員に対して期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与を支給しないこととしている国

立大学法人の職員

イ 国家公務員（特別職に属する者を含む。）

ウ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員

エ 検察官

オ 特定独立行政法人の職員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、当該特定独立行政法人の職員が本法人の職員となった場合に当該職員に対して期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与を支給しないこととしている特定独立行政法人の職員

(2) 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア 国立大学法人の職員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、当該国立大学法人の職員が引き続き本法人の職員となった場合に当該職員に対して期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与を支給しないこととしている国立大学法人の職員

イ 国家公務員（特別職に属する者を含む。）

ウ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員

エ 特定独立行政法人の職員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、当該特定独立行政法人の職員が引き続き本法人の職員となった場合に当該職員に対して期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与を支給しないこととしている特定独立行政法人の職員

オ 公庫等職員（国家公務員退職手当法第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、本法人の在職期間を当該公庫等職員の職員としての在職期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に当該公庫等を退職し、その退職に引き続き本法人の職員となった場合に、当該職員に対して期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与を支給しないこととしている職員（人事交流によるものであり、かつ、学長が認めた場合。）

カ 地方公務員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給について、本法人の在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めているもの

2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(役職段階別加算職員の指定)

第6条 給与規程第28条第2項第2号に規定する役職段階別加算表の職員欄の「別に定める職員」は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 一般職本給表(二)の職務の級3級、教育職本給表(一)の職務の級2級、教育職本給表(二)の職務の級2級、教育職本給表(三)の職務の級2級、医療職本給表(二)の職務の級2級又は医療職本給表(三)の職務の級2級の職員で基準日現在(基準日前1か月以内に退職し、若しくは解雇された職員又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇された、又は死亡した日現在)の経験年数(国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(平成17年細則第3号)第5条に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数(同細則第7条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、同条の規定による調整前の経験年数)をいう。)が、次の表に掲げる職員の区分に対応する同表の年数欄に掲げる年数以上であるもの。

職 員	年 数
一般職(二)3級の技能職員 (自動車運転手を除く)	25年(中学卒)
一般職(二)3級の技能職員 (自動車運転手)	20年(運転免許取得)

一般職（二） 3級の労務職員	40年（中学卒）又は 在職期間20年
教育職（一） 2級の職員	5年（修士課程修了）
教育職（二） 2級の職員	12年（大学卒）
教育職（三） 2級の職員	12年（大学卒）
医療職（一） 2級の職員	15年（短大3卒）
医療職（二） 2級の職員	15年（短大3卒）

* 括弧書を付して示される年数は、括弧書中に規定する学歴免許等の資格を有する者に係る年数を表すものとし、括弧書中に規定するそれぞれの学歴免許等の資格（以下「基準となる学歴」という。）以外の学歴免許等の資格を有する者については、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる年数をその者に係る年数とする。（この条において、以下同じ。）

- a 修学年数調整表の学歴区分欄の基準となる学歴の属する区分に対応する同表の修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数（以下この項において「調整年数」という。）が正となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数から調整年数を減じた年数
- b 調整年数が0となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数
- c 調整年数が負となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数に調整年数を加えた年数

2 給与規程第28条第2項第2号に規定する役職段階別加算表の加算割合欄の「別に定める職員」は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育職本給表（一）5級の職員

- ア ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞又は日本芸術院賞を受賞した者若しくは文化功労者に選定された者
- イ 学部長、学術情報拠点長、附属病院長その他学長が別に定める部局の長
- ウ 教育研究評議員
- エ 学科長、学術情報拠点副拠点長（医学図書館担当）、診療科長、臨床検査に関する部の長、薬剤部長、学部附属又は研究科附属の教育施設又は研究施設の長、学内共同教育研究施設等の長、教育学部附属学校園連携統括長、厚生補導のための施設の長（ただし、学長が指定した場合に限る。）
- オ かつて部局長であった者
- カ 学長又は部局長が任命又は委嘱等を行う委員会等委員のうち、特に重要な事項を審議する年4回以上開催することを通例とする委員会等（入試制度、入学者選抜、人事、労務、予算、厚生補導等に関する委員会等をいう。）の委員である者（ただし、学長が指定した場合に限る。）
- キ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する審議会等委員、文部科学省内部部局に置かれる視学官及び視学委員、国立大学法人に置かれる運営諮問会議の委員、大学共同利用機関の運営協議員会の運営協議員、大学入試センターの運営委員及び専門委員、大学評価・学位授与機構の運営委員会の運営委員、学位審査会の審査委員及び専門委員並びに大学評価委員会委員、専門委員及び評価員、国立学校財務センターの運営委員会運営委員（ただし、学長が指定した場合に限る。）
- ク かつてウ又はエに掲げる者であったもの（ただし、学長が指定した場合に限る。）
- ケ 教育、研究その他の業績に対して国内外から顕彰された者又は業績、職責等が上記までに掲げる者と同等であると認められる者（ただし、学長が指定した場合に限る。）

(2) 教育職本給表（一）4級の職員

- ア 学部附属若しくは研究科附属の教育施設若しくは研究施設の長等又は学内共同教育研究施設等の長を兼ねる准教授若しくはURA
- イ 教授又は総括URAである者
- ウ ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞又は日本芸術院賞を受賞した者若しくは文化功労者に選定された者
- エ 前号のウに掲げる職のいずれか一を占める者
- オ 学長又は部局長が任命又は委嘱等を行う委員会等委員のうち、特に重要な事項を審議

する年4回以上開催することを通例とする委員会等（入試制度，入学者選抜，人事，労務，予算，厚生補導等に関する委員会等をいう。）の委員である者（ただし，学長が指定した場合に限る。）

カ 国家行政組織法第8条に規定する審議会等委員，文部科学省内部部局に置かれる視学官及び視学委員，国立大学法人に置かれる運営諮問会議の委員，大学共同利用機関の運営協議員会の運営協議員，大学入試センターの運営委員及び専門委員，大学評価・学位授与機構の運営委員会の運営委員，学位審査会の審査委員及び専門委員並びに大学評価委員会委員，専門委員及び評価員，国立学校財務センターの運営委員会運営委員（ただし，学長が指定した場合に限る。）

キ かつて前号のエに掲げる者であったもの（ただし，学長が指定した場合に限る。）

ク 基準日現在の経験年数が16年（新大4卒）以上である者で教育，研究その他の業績に対して国内外から顕彰された者又は業績，職責等が上記までに掲げる者と同等であると認められる者（ただし，学長が指定した場合に限る。）

(3) 前二号における定数枠は，次に定めるとおりとする。

ア 第1号に規定する職員については，各年度6月1日現在における指定職の適用を受ける職員（学長及び事務局長を除く。）及び教育職本給表（一）5級である職員の合計数から指定職の適用を受ける部局長の数を減じた数に対し，100分の40を乗じて得られる数に，指定職の適用を受ける部局長の数を加えた数から指定職の適用を受ける職員（学長及び事務局長を除く。）の数を減じた数

イ 第2号に規定する職員については，各年度6月1日現在における教育職本給表（一）4級である職員数に対し，100分の20を乗じて得られる数

ウ 上記ア及びイの結果得られる数については，小数点以下の端数は切り捨てるものとする。

(4) 教育職本給表（一）1級の職員

ア 基準日現在の経験年数が20年（大学4卒）以上の職員

イ 基準日現在の経験年数が15年（大学4卒）以上20年（大学4卒）未満の職員（特別の知識，経験，技能等を有する職員に限る。）で，博士の学位を有する者（博士の学位を有する者に匹敵する業績を有すると認められる者を含む。）のうち学長が認めるもの

(5) 教育職本給表（二）2級の職員

基準日現在の経験年数が30年（大学4卒）以上の職員

(6) 教育職本給表（三）2級の職員

基準日現在の経験年数が30年（大学4卒）以上の職員

（一時差止処分に係る在職期間）

第7条 給与規程第28条第4項及び第5項に規定する在職期間は，職員として在職した期間とする。

2 第5条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからカまでに掲げる者が引き続き職員となった場合は，それらの者として在職した期間は，前項の在職期間とみなす。

（一時差止処分の手続）

第8条 学長は，給与規程第28条第5項の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には，当該一時差止処分を受けた者に対して，次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 「一時差止処分書」の文字

(2) 被処分者の氏名

(3) 一時差止処分の内容

「ア（根拠条項を表示する。）により，イ（期末手当等の種類を表示する。）の支給を一時差止し止める。」

(4) 一時差止処分を発令した日付

(5) 「国立大学法人大分大学長」並びに「氏名」及び「法人格印」

(一時差止処分の取消しの申立ての手續等)

第9条 給与規程第28条第5項の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、学長に対して行わなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第10条 学長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知するものとする。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第11条 給与規程第29条第1項の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者(第4条第2項第3号イの休職者を除く。)
- (2) 第2条第3号から第5号までに規定する職員
- (3) 派遣職員
- (4) 育児休業規程により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員
- (5) 介護休業規程により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員
- (6) 交流派遣職員
- (7) 第2条第9号に規定する職員

第12条 給与規程第29条第1項の「別に定める職員」は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に規定する者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない国家公務員については、この限りでない。

- (1) 指定職本給表の職員
- (2) その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (3) 第3条第2号及び第3号に規定する者

(勤勉手当の支給割合)

第13条 給与規程第29条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の在職期間による割合(以下同条において「期間率」という。)に第17条に規定する職員の勤務成績による割合(以下同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第14条 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在 職 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10

15日未満	100分の5
0	0

(勤勉手当に係る在職期間)

第15条 前条に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第2条第3号から第5号までに規定する職員(同条第4号に規定する職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間
- (2) 育児休業規程により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員、介護休業規程により介護休業をしている職員(当該介護休業期間(当該期間が二以上ある場合は、その期間を合算した期間)が1か月以内である職員を除く。)及び第2条第9号に規定する職員として在職した期間
 - ア 子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に取得した育児休業であって、当該育児休業の承認を受けた期間(当該期間が二以上ある場合は、その期間を合算した期間)が1か月以内である育児休業
 - イ 子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日より後の期間に取得した育児休業であって、当該育児休業の承認を受けた期間(当該期間が二以上ある場合は、その期間を合算した期間)が1か月以内である育児休業
- (3) 休職にされていた期間(次に掲げる期間を除く。)
 - ア 業務上の傷病(通勤災害によるものを含む。)による休職の期間及び結核性疾患による休職の期間
 - イ その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる休職期間のうち特に学長が認める期間
- (4) 給与規程第36条の規定により給与を減額された期間
- (5) 負傷又は疾病(業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先又は交流派遣職員の派遣先企業の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)を除く。)により勤務しなかった期間が、国立大学法人大分大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成16年規程第21号)第9条に規定する休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 育児休業規程の定めによる部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 介護休業規程の定めによる部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間(業務傷病等、特別休暇、年次休暇等により全期間勤務しなかった場合も、これに該当する。)

第16条 第5条第1項の規定は、前条に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に規定する期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第17条 成績率は、当該職員の勤務成績を考慮の上、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に規定する割合の範囲内で学長が定める。

- (1) 基準日以前6か月以内の期間(以下「評定期間」という。)における勤務成績が特に優秀な職員 100分の146.25(特定幹部職員にあつては、100分の170.25)
- (2) 評定期間における勤務成績が優秀な職員(前号に該当する職員を除く。) 100分の114.4(特定幹部職員にあつては、100分の137.4)

- (3) 評定期間における勤務成績が良好な職員（前二号に該当する職員を除く。） 100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）
- (4) 評定期間において就業規則第64条の規定による懲戒処分を受けた職員
- ア 停職の処分を受けた職員 100分の39（特定幹部職員にあっては、100分の32.5）
- イ 減給の処分を受けた職員（アに該当する職員を除く。） 100分の49.5（特定幹部職員にあっては、100分の53）
- ウ 戒告の処分を受けた職員（ア及びイに該当する職員を除く。） 100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の75）
- (5) 前四号に掲げる職員以外の職員 評定期間において訓告若しくは嚴重注意を受けた職員又は勤務成績が良好でない職員 100分の68.2（特定幹部職員にあっては、100分の88.2）

（優秀者等の選考）

第18条 前条第1号及び第2号に定める職員は、評定期間における期間率が100分の100未満の職員を除く職員の中から、次に掲げる方法により選考する。

- (1) 特定幹部職員については、学長が選考する。
- (2) 前号以外の職員については、部局長等の推薦に基づき、学長が選考する。
- 2 前条第2号に定める職員に係る推薦数は、各部局等の現在員（6月期にあっては、4月1日、12月期にあっては10月1日）の25%を超えないものとする。
- 3 前条第1号に定める職員に係る推薦数は、前項で得られた数の内数とする。
- 4 第1項に規定する選考方法等は、学長が別に定める。

（期末特別手当の支給を受ける職員）

第19条 給与規程第30条第1項の規定により期末特別手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する指定職本給表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに規定する職員
- (2) 育児休業規程により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員
- (3) 介護休業規程により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員
- (4) 交流派遣職員

第20条 給与規程第30条第1項の別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末特別手当を支給しない。

- (1) その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) 第3条第2号及び第3号に掲げる者

第21条 期末特別手当について給与規程第32条第6項ただし書の別に定める職員は、前条第2号に規定する職員とし、これらの職員には期末特別手当を支給しない。

（期末特別手当に係る在職期間）

第22条 給与規程第30条第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

- 2 第4条第2項及び第5条の規定は、前項の期間の算定について準用する。

（期間の計算について）

第23条 第4条、第5条、第15条、第16条及び前条の期間の計算については、次に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の例に

より、応答日の前日をもって1月として計算する。

- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分をもって1日とする。
- (3) 第15条第2項第5号に規定する「勤務しなかった期間」とは、病気休暇の期間及び就業禁止（伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち、他の職員に感染のおそれが高いと認められる職員についてやむを得ないと認める場合）の期間をいう。ただし、事後措置としての軽勤務のための時間単位の病気休暇及び生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についての病気休暇は含まれない。

（端数計算）

第24条 給与規程第28条第2項の期末手当基礎額、同規程第29条第2項の勤勉手当基礎額又は同規程第30条第2項の期末特別手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
（平成27年6月期の勤勉手当の成績率の特例）
- 2 平成27年6月期の勤勉手当の成績率については、第17条第1号中「100分の104.5（特定幹部職員にあっては、100分の129.5）」とあるのは「100分の106.5（特定幹部職員にあっては、100分の131.5）」と、第2号中「100分の86.5（特定幹部職員にあっては、100分の111.5）」とあるのは「100分の88.5（特定幹部職員にあっては、100分の113.5）」と、第3号中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは「100分の77（特定幹部職員にあっては、100分の97）」と読み替えて適用する。

附 則（平成17年細則第10号）

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第15号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第42号）

この細則は、平成18年10月17日から施行する。

附 則（平成19年細則第7号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年細則第27号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成19年12月25日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成19年12月1日から適用する。
（勤勉手当の成績率に関する特例）
- 2 平成20年3月31日までの間においては、新細則第17条第1項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の85」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の112.5」と、同項第3号中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と

と、同項第5号中「100分の65」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の87.5」とする。

附 則（平成20年細則第8号）
この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年細則第6号）
この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年細則第31号）
（施行期日）

- 1 この細則は、平成21年6月1日から施行する。
（平成21年6月期の勤勉手当の成績率の特例）
- 2 平成21年6月期においては、第17条第1項第1号中「100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」に、同項第2号中「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の110）」を「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」に、同項第3号中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」を「100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の85）」に、同項第4号ア中「100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の32.5）」を「100分の32.5（特定幹部職員にあっては、100分の22.5）」に、同項第4号イ中「100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）」を「100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の42.5）」に、同項第4号ウ中「100分の57.5（特定幹部職員にあっては、100分の72.5）」を「100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」に、同項第5号中「100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）」を「100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の75）」に、同条第2項中「6月に支給する場合においては100分の35」を「6月に支給する場合においては100分の30」に読み替えて適用する。

附 則（平成21年細則第45号）
（施行期日）

- 1 この細則は、平成21年12月1日から施行する。
（平成21年12月期の勤勉手当の成績率の特例）
- 2 平成21年12月期においては、改正後の第17条第1項第2号中「100分の80」を「100分の85」に、読み替えて適用する。

附 則（平成22年細則第7号）
この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年細則第17号）
この細則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年細則第23号）
（施行期日）

- 1 この細則は、平成22年12月1日から施行する。
（平成22年12月期の勤勉手当の成績率の特例）
- 2 平成22年12月期においては、第17条について、第1項第1号中「100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」を「100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の115）」に、第1項第2号中「100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）」を「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の100）」に、第1項第3号中「100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の87.5）」を「100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）」に、第1項第4号ア

中「100分の30（特定幹部職員にあつては、100分の25）」を「100分の27.5（特定幹部職員にあつては、100分の22.5）」に、第1項第4号イ中「100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の45）」を「100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の42.5）」に、第1項第4号ウ中「100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の65）」を「100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）」に、第1項第5号中「100分の57.5（特定幹部職員にあつては、100分の77.5）」を「100分の55（特定幹部職員にあつては、100分の75）」に、第2項中「100分の32.5」を「100分の30」に、読み替えて適用する。

附 則（平成24年細則第28号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成24年12月1日から施行する。
（平成24年12月期の特例）
- 2 平成24年12月期における第17条及び第18条第2項に定める成績率及び推薦数については、同条及び同項の規定にかかわらず、学長が別に定める。

附 則（平成26年細則第14号）

- 1 この細則は、平成27年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成27年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成26年細則第18号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第12号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第41号）

この細則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第5号）

- 1 この細則は、平成28年3月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成28年3月1日に在職する職員で、新細則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成28年細則第6号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第18号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第33号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成29年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、第15条を除き、平成28年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成29年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成28年細則第34号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年細則第9号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年細則第24号）

- 1 この細則は、平成30年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成30年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成30年細則第4号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年細則第32号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成31年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成31年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成30年細則第33号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第2号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和2年1月7日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和2年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和2年細則第10号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年細則第6号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年細則第29号）

この細則は、令和4年9月26日から施行する。

附 則（令和5年細則第14号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和5年3月28日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（令和4年12月期の勤勉手当の成績率の特例）

- 2 令和4年12月期においては、第17条第1号中「100分の139（特定幹部職員にあっては、100分の163）」を「100分の142.5（特定幹部職員にあっては、100分の166.5）」に、第2号中「100分の109.9（特定幹部職員にあっては、100分の132.9）」を「100分の111.9（特定幹部職員にあっては、100分の134.9）」に、第3号中「100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」を「100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）」に、読み替えて適用する。

（差額の支給）

- 3 令和5年3月28日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和5年細則第23号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和6年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（令和5年12月期の勤勉手当の成績率の特例）

- 2 令和5年12月期においては、第17条第1号中「100分の142.5（特定幹部職員にあっては、100分の166.5）」を「100分の146（特定幹部職員にあっては、100分の170）」に、第2号中「100分の111.9（特定幹部職員にあっては、100分の134.9）」を「100分の113.9（特定幹部職員にあっては、100分の136.9）」に、第3号中「100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）」を「100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）」に、読み替えて適用する。

（差額の支給）

- 3 令和6年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和6年細則第11号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和6年3月26日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和6年3月26日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

（令和5年12月期の勤勉手当の成績率の特例）

3 令和5年12月期においては、第17条第1号中「100分の146.25（特定幹部職員にあっては、100分の170.25）」を「100分の153.5（特定幹部職員にあっては、100分の177.5）」に、第2号中「100分の114.4（特定幹部職員にあっては、100分の137.4）」を「100分の118.9（特定幹部職員にあっては、100分の141.9）」に、第3号中「100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）」を「100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」に、読み替えて適用する。